

「9条」が危ない  
「憲法」が危ない  
④ **今こそ憲法をいかに守ろう！**

**戦争をする国へー**

**平和主義の否定と軍隊の創設 (その1)**

**侵略戦争への反省を投げ捨て**  
 最も大きな柱です。長年の侵略戦争によって近隣諸国に多大なる被害を及ぼし、自らも悲惨な体験をした日本国民の平和への念願と決意は、現行憲法の意の表明は、何よりもまず憲法前文の全体にわたって記されています。侵略戦争が政府の行為によって引き起こされたものであること、それによって国内外に多くの犠牲を強い、たことを深く反省し、二度と同じ過ちを繰り返さないことを決意しています。度と戦争を行わない国の枠

**現行日本国憲法**

日本国民は、…(中略)…政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。…(中略)…  
 日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立つこととする各国の責務であるに信じている。  
 日本国民は、国家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

**自民党憲法改正草案**

日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であって、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される。  
 我が国は、先の大戦による荒廃や幾多の大災害を乗り越えて発展し、今や国際社会において重要な地位を占めており、平和主義の下、諸外国との友好関係を増進し、世界の平和と繁栄に貢献する。  
 日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合っって国家を形成する。  
 我々は、自由と規律を重んじ、美しい国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し、活力ある経済活動を通じて国を成長させる。  
 日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する。



本だけが平和であればよいという一國平和主義を宣言しているわけでもありません。日本が先頭に立って全世界の平和と人権を守るための具体的な行動を起こし、積極的に世界平和を追求することこそを意味しています。現行憲法前文にもその決意が表れています。しかし、自民党草案では、前文から侵略戦争の反省と決意を削除してしまっています。侵略戦争を引き起こした責任の所在について曖昧にするどころか、「惨禍」を「荒廃」とし、戦争を人災ではなく天災であるかのように位置づけようとしています。日本軍が行ったアジアにおける加害行為や空襲や原爆による犠牲から目を背け、侵略戦争に対する反省をまったく投げ捨てるものです。

4月から改悪病気休暇制度が実施されます。病気休暇の取得には、医師の診断書の提出が義務化されます。1日でも時間単位でも診断書が必要です。ただし、特例として「特定疾患」(現在、厚労省が認めているのは56疾患です)に罹患されている場合は、年1回の診断書提出があれば、その後の通院は領収証等の提出で良いことになりましたが、「特定疾患」に指定されていない定期的な通院を必要とする慢性の病気は山ほどあります。また、2012年度の職員健診(知事部局の定期健診と人間ドック)の結果で、7割を越す職員が要医

**ローアンのススメ** ⑧ **労働安全衛生委員会の活性化を、月1回以上の開催を求めよう!**

療や要観察という実態がある中で、病気休暇制度の改悪は、職場環境をさらに悪化させるものです。  
 2013年度が始まりましたが、相対評価の実施、人員削減が強行され、過密、過重労働、ストレスの増大が危惧されます。職場環境が悪化し、新たに病気になる職員が増えるのではないかと心配されます。職場の安全衛生委員会として、職員の健康状態の把握に、いっそう注意を払う活動が必要となるのではないかと感じています。  
 職員の異動で安全衛生委員会の交代もあるでしょう。奇数月の第2金曜日午後7時から府職労会議室で、職場の「安全衛生委員会交流会」を開催しています。次回(5月10日)金です。ぜひご参加ください。安全衛生委員会を活性化し「在職死亡ゼロ、長期病欠者ゼロ」の職場をつくっていきましょう。吉田 澄世



**府職労 定例法律相談のご案内**

顧問弁護士 **城塚健之** 先生  
**5月14日(火) 午後2時~4時**

府職労では、毎年6回、顧問弁護士による定例無料法律相談を実施しています。毎年1・3・5・7・9・11月の第2火曜日を予定しています。  
 1回、1人30分、4名をメドとしています。  
 ●相談の申し込みは、5月13日(月)午前中までに電話(06-6941-3079)で府職労本部福祉法制部まで申し込んで下さい。  
 \*なお当日は、相談時間の10分前には、府職労本部書記局までお越しください。

**読者のつぶやき**

先日、次男の小学校の卒業式に参加したのですが、普通に卒業するだけでも、感極まって泣けてくるのに、震災で父母や友等を亡くされた方々の卒業式を思うと、居ても立っても居られない悲しい想いになりました。  
 土木現場支部 高津秀夫